ITJ Lab 著作権の権利ガイド

氏名表示権（第19条）

氏名表示権は、作品に著作者の名前を表示するかどうか、表示するなら実名かペンネームかを、著作者が決める権利です。

概要

ひとことで言うと

著作者が選べる3つの表示

作品に付ける著作者名

実名で表示する

変名で表示する
ペンネームなど

表示しない

条文 条文を読む（第19条）

第十九条（氏名表示権）

著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。その著作物を原著作物とする二次的著作物の公衆への提供又は提示に際しての原著作物の著作者名の表示についても、同様とする。

２　著作物を利用する者は、その著作者の別段…

第19条の3つの項

第1項
権利の中身

- 実名・変名を表示するか、表示しないかを決める

第2項
利用する人

- 著作者がすでに表示しているとおりに表示すればよい

第3項
省略できる場合

- 創作者であると主張する利益を害するおそれがなく
- 公正な慣行に反しないとき

行政資料

文化庁の説明

著作権テキストは、氏名表示権を、著作者名を表示するかどうか、実名か変名かを決める権利と説明しています。

表示を省略できる例として、ホテルのロビーで BGM を流すときに、作曲者の名前をアナウンスしなくてよいことを挙げています。

文化庁「令和8年度 著作権テキスト」 12ページ（氏名表示権）

まとめ

まとめ

1. 氏名表示権は、著作者名を表示するか、実名か変名かを決める権利（第19条第1項）。
2. 利用する人は、著作者がすでに表示しているとおりに表示すればよい（第19条第2項）。
3. 利益を害するおそれがなく、公正な慣行に反しなければ、省略できる場合がある（第19条第3項）。

ご覧いただき、ありがとうございました

この動画は、著作権法の一般的な制度の説明です。
個別の事案についての法律相談・法的助言ではありません。
条文：著作権法（e-Gov 法令検索。取得前の仮置きを含みます）／行政資料：文化庁「著作権テキスト」ほか

itjlab.com/chosakuken